

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年9月22日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【廃棄物(高性能多核種除去設備前処理フィルタ)の保管先の相違について】 実施計画において、使用済み高性能多核種除去設備前処理フィルタは、屋外の一時保管エリアに保管することが定められているが、当該フィルタを保管した容器1基が、固体廃棄物貯蔵庫第8棟内で保管されていることを当社社員が確認。 原因は、本来当該廃棄物を一時保管エリアに運搬するよう指示すべきところ、担当者が、誤って固体廃棄物貯蔵庫に運搬するよう指示してしまったことと判明。 固体廃棄物貯蔵庫第8棟内において、空間線量率に有意な変動はなかった。 また、当該廃棄物については、固体廃棄物貯蔵庫から一時保管エリアへ移動完了。 高性能多核種除去設備前処理フィルタの他、全てのフィルタ類について、社内システムおよび廃棄物管理票を確認し、当該保管容器1基以外は保管箇所に相違がないことも確認済み。 今後、再発防止対策を検討予定。</p>	G I	9月15日	
2	<p>【廃棄物(高性能多核種除去設備前処理フィルタ)の保管容器における不適切な保管について】 当社社員が高性能多核種除去設備前処理フィルタの保管先の相違を確認。(※) これを受け、当社社員が当該フィルタを収納しているコンクリートボックス排気配管を確認したところ、本来、コンクリートボックス内に水素が滞留することを防止するための排気配管閉止栓が開状態で保管されるべきものが、閉状態で保管されていたことを確認。 高性能多核種除去設備前処理フィルタを保管している容器25基のうち、目視確認が出来る箇所に配置してあった4基については、排気配管閉止栓が開状態であることを確認済み。目視確認が難しい箇所に配置している20基(25基-当該容器1基-目視確認済み4基)については、保管時に対応にあたった当社社員に聞き取りを行い、開状態にて保管していることを確認済み。 今後、原因調査および再発防止対策を検討予定。 ※保管先相違については、No. 1「廃棄物(高性能多核種除去設備前処理フィルタ)の保管先の相違について」参照</p>	G I	9月16日	<p>2021.10.20再審議にてグレード変更 G II→G I</p> <p>【理由】 実施計画に定める保安措置を遵守出来ていないと判断されたため、不適合グレードを「G I」に変更した。</p> <p>2021.11.17修正</p> <p>その後の現場確認等により基数変更 23基→25基(2箇所) 18基→20基(1箇所)</p>
3	<p>【サブドレン浄化設備の吸着塔1, 2, 3ユニット入口弁の動作不良について】 当直員が定期的な巡視をしていたところ、サブドレン浄化設備が自動停止していることを確認。また、免震重要棟の集中監視室において警報の発生がなかったことも確認。 状況を確認したところ、免震重要棟の操作端末の監視装置画面面上のサブドレン浄化設備の吸着塔1, 2, 3ユニット入口弁の表示が全閉のところ中間開度表示となっていた。また、現場を調査したところ、当該弁のリミットスイッチのランプ表示が全閉、全開共に消灯していることを確認。 当該弁のリミットスイッチを調整し、当該弁の動作、表示及び浄化運転に異常がないことを確認。 今後、原因調査および再発防止対策を検討予定。</p>	G III	9月16日	
4	<p>【プロセス主建屋作業用電動ホイストクレーンの動作不良について】 協力企業作業員が油分分離装置(A)のスラッジ排出弁の駆動部交換作業に伴い、プロセス主建屋において作業用の電動ホイストクレーンの巻き下げ中に停止する動作不良を確認。 運搬中であつた駆動部は、別のチェーンブロックにて吊り下し、確認のため当該クレーンを無負荷状態にて巻上げ、巻下げ、横行操作を実施したが再度作動しなかったことを確認。 異音異臭は確認されなかった。 当該クレーンは水処理設備運転には使用しないことから水処理運転への影響はない。 今後、原因調査および対策を検討予定。</p>	G III	9月15日	